

# 定 款

一般社団法人 日本相続学会

# 一般社団法人日本相続学会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本学会は、一般社団法人日本相続学会と称する。

- 2 本学会の英文名は“**The Japanese Inheritance Association**”とする。  
なお、略称として**JIA**の名称を使用する。

### (目的)

第2条 本学会は、「円満かつ円滑な相続」を標榜し、相続学という学問領域の確立と普及啓発を図るために会員相互の連携、情報交換、研究の場として機能し、政府に対して政策提言を行うことにより、国民の幸福な生活に寄与することを目的とする。

- 2 本学会は、前項の目的を達するため次の事業を行う。
  - (1) 本学会の目的に関する研究
  - (2) 研究発表大会、学術講演会の開催
  - (3) 関連学術団体との連携及び協力
  - (4) 学会誌等の刊行
  - (5) その他、本学会の目的を達するために必要な事業

### (主たる事務所の所在地)

第3条 本学会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 本学会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### (公告方法)

第4条 本学会の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### (機関)

第5条 本学会は、本学会の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

(会員及び賛助会員の資格)

第6条 本学会は、次の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

1. 正会員
  2. 学生会員
  3. 賛助会員
- 2 正会員は、本学会の目的に賛同し、活動に参加する個人とする。
- 3 学生会員は、本学会の目的に賛同し、活動に参加する学部学生、大学院生またはこれに準ずるものとする。
- 4 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、活動を支援する個人、法人又は団体とする。
- 5 会員に関する事項は、社員総会の決議により別に定める規則によるものとする。

(入 会)

第7条 本学会の成立後、正会員、学生会員又は賛助会員となるには、本学会所定の入会申込書により入会の申込をし、会長の承認を得たのち会費を支払うことにより会員となる。会長は、新たに入会した会員につき理事会で報告しなければならない。

(会費の支払義務)

第8条 正会員、学生会員及び賛助会員は、別に定める規則に従い会費を支払わなければならない。本条の会費のうち正会員が支払う会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

- 2 既納の会費は、これを返却しない。

(会員名簿)

第9条 本学会は、正会員、学生会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、本学会の主たる事務所に備え置くものとする。正会員に関する「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 本学会の正会員、学生会員又は賛助会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は正会員、学生会員又は賛助会員が本学会に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第10条 正会員、学生会員又は賛助会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 各会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとする。

るが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
  - (3) 成年後見又は保佐開始の審判を受けたとき
  - (4) 法人法上の総社員の同意
  - (5) 会費を1年以上滞納し督促に応じないとき
  - (6) 除名
- 2 正会員、学生会員又は賛助会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。正会員の除名の場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

### 第3章 社員総会

(招 集)

第11条 本学会の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求をすることができる。
- 5 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - (2) 請求のあった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第13条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるとき

は、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 14 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の 3 分の 1 以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(社員総会の決議の省略)

第 15 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 16 条 正会員は、本学会の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長が署名又は記名押印して 10 年間本学会の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 4 章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第 18 条 本学会の理事の員数は、5 名以上 25 名以内とする。

(理事の資格)

第 19 条 本学会の理事は、本学会の正会員の中から選任する。但し、必要に応じて正会員以外からも理事を選任することができる。

(監事の員数)

第 20 条 本学会の監事の員数は、1 名とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第 21 条 本学会の理事及び監事の選任は、別に定める規則に従い、社員総会の決議により選任する。

(代表理事等)

第 22 条 本学会に会長 1 名、副会長 3 名以内、常任理事 1 5 名以内を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 会長及び副会長は、法人法上の代表理事とする。
- 3 会長は、本学会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 常任理事は、法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とし、本学会の業務を分担執行する。

(理事及び監事の任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事が、第 1 8 条又は第 2 0 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 24 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て職務執行の対価として支給することができる。

## 第5章 理事会

(招集)

第25条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(報告の省略)

第29条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第31条 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び副会長並びに監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第 33 条 本学会の事業年度は、毎年11月1日から、翌年10月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 34 条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 35 条 本学会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 36 条 本学会は、剰余金の分配はしないものとする。

## 第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第 37 条 本学会は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により本学会が消滅する場合）





る。

上記は、当法人の定款の原本と相違ありません。

令和3年1月27日

一般社団法人 日本相続学会  
代表理事 伊藤 久夫

Ⓔ